

個人情報保護に関する法律及び大阪府個人情報保護に関する法律施行条例の運用状況

(令和5年度)

1	個人情報取扱事務の登録	1
2	行政機関等匿名加工情報に関する提案	1
3	個人情報保護審議会への諮問	1
4	個人情報の開示請求	3
5	個人情報の訂正請求及び利用停止請求等	4
6	指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等	4
7	口頭等による即時提供	4
8	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況	5

1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、府政情報センターで閲覧に供した。

担 当 部 局 名		件 数
知	事	2,380
担当部局別内訳	副 首 都 推 進 局	4
	政 策 企 画 部	109
	万 博 推 進 局	0
	総 務 部	40
	財 務 部	33
	ス マ ー ト シ テ ィ 戦 略 部	7
	府 民 文 化 部	230
	I R 推 進 局	12
	福 祉 部	513
	健 康 医 療 部	352
	商 工 労 働 部	304
	環 境 農 林 水 産 部	391
	都 市 整 備 部	284
	大 阪 都 市 計 画 局	65
	港 湾 局	27
会 計 局	9	
教 育 委 員 会	250	
選 挙 管 理 委 員 会	14	
監 査 委 員 会	1	
人 事 委 員 会	1	
労 働 委 員 会	3	
収 用 委 員 会	2	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 ・ 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	4	
公 安 委 員 会	4	
警 察 本 部 長	211	
公 立 大 学 法 人 大 阪	150	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 病 院 機 構	103	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 産 業 技 術 研 究 所	31	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 環 境 農 林 水 産 総 合 研 究 所	24	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 健 康 安 全 基 盤 研 究 所	20	
合 計	3,198	

2 行政機関等匿名加工情報に関する提案

各実施機関において、保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的及び記録項目並びに記録情報の収集方法及び経常的提供先等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、事務所に備え置くとともにホームページに掲載した。

また、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル106件について、提案の募集に必要な事項を公示し提案の募集を行ったが、事業者からの提案はなかった。

3 個人情報保護審議会への諮問

個人情報保護審議会においては、個人情報保護法の規定による開示決定等に対する審査請求についての調査審議のほか、個人情報の適正管理及び特定個人情報保護評価に関する事項についての調査審議、個人情報保護制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

(1) 審査請求の処理状況

開示請求に対する実施機関の決定について、令和5年度に諮問のあった審査請求は9件であった。また、過年度の諮問案件も含め5件の答申を行った。

発出した答申について〔諮問から答申まで〕の平均日数は588日、【審査請求から裁決まで】の平均日数は773日を要した。

※ 審査請求事案は【審査請求→〔諮問→答申〕→裁決】の流れで処理される。

(審査請求の処理状況)

区分	係属事案計 (A)+(B)+(C)	取下げ件数 (A)	5年度の処理件数					(B)のうち 裁決済件数	答申待ちの 件数(C)
			計(B)	認容	一部 認容	棄却	却下		
3年度の諮問事案	3	0	2	0	2	0	0	2	1
4年度の諮問事案	17	0	3	0	2	1	0	3	14
5年度の諮問事案	9	0	0	0	0	0	0	0	9
計	29	0	5	0	4	1	0	5	24

※年度ごとの諮問された事案に対し、どのような処理等がなされたかを表している。

(年度ごとの処理件数)

区分	結論	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)	5年度(件)
31(元)年度の諮問	棄却	2	—	—	—
	一部認容	1	—	—	—
2年度の諮問	棄却	4	3	4	—
	一部認容	0	1	0	—
3年度の諮問	棄却	—	—	1	0
	一部認容	—	—	2	2
4年度の諮問	棄却	—	—	0	1
	一部認容	—	—	0	2
5年度の諮問	棄却	—	—	—	0
	一部認容	—	—	—	0
計	23	7	4	7	5

※年度ごとに何件処理を行ったかを表している。

(令和5年度における処理日数の分布)

処理日数	諮問～答申(件)	審査請求～裁決(件)
～400	0	0
400～500	0	0
500～600	3	0
600～700	1	0
700～	1	5
合計	5	5

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について

住民基本台帳法第30条の40第2項に基づく諮問について審議しており、令和5年度は1件の諮問があり、答申を行った。

区分	4年度から繰越(件)	5年度諮問(件)	5年度答申(件)
諮問件数	0	1	1

(3) 特定個人情報保護評価書の第三者点検に関する諮問

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等は、特定個人情報の取扱いに関し、特定個人情報保護評価書を作成・公表し、全項目評価書については、第三者点検を行うこと

となっている。

大阪府では、全項目評価書及び重点項目評価書について、個人情報保護審議会に設置した特定個人情報保護評価等部会において点検している。

令和5年度は全項目評価書について1件、重点項目評価書について3件の諮問があり、答申を行った。

区分		4年度から繰越 (件)	5年度諮問 (件)	5年度答申 (件)
諮問件数		0	4	4
内訳	全項目評価書	0	1	1
	重点項目評価書	0	3	3

4 保有個人情報の開示請求

[請求件数]

府の行政機関が保有する保有個人情報に関し1,665件(うち取下げ18件)の開示請求があり、このうち取下げを除く1,759件の決定を行った(1件の開示請求に対して複数の決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。)。その内訳は、全部開示決定が1,105件と最も多く、次いで部分開示決定が587件、不存在による非開示決定が54件となっている。

区 分		4年度 (件)	5年度 (件)
保有個人情報開示請求の件数		1,649	1,665
請求方法別 内 訳	窓口へ提出	1,109	1,015
	郵送	540	650
請求者別 内 訳	本人からの請求	1,350	1,266
	法定代理人からの請求	299	385
	任意代理人からの請求(法定代理人からの委任を含む。)	—	14
保有個人情報開示請求の取下げ件数		8	18
保有個人情報開示請求の件数(取下げ件数を除く。)		1,641	1,647
実施機関の決定の件数		1,745	1,759
決定内容別 内 訳	全部開示	1,178	1,105
	部分開示	525	587
	全部非開示	11	9
	不存在による非開示	28	54
	存否応答拒否による非開示	3	2
	適用除外による非開示	0	2
	要件不備による非開示	0	0
	本人との利益相反による非開示(却下)	0	—

(注) 1 1件の開示請求に対して複数の決定が行われる例

- ・ 1件の開示請求について、対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、開示・非開示等の決定と不存在による非開示決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非開示決定の内容

- ・ 部分開示：請求された保有個人情報が記載された行政文書に請求者以外の個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などが記載されていた場合に、請求者以外の情報や法人等の情報を非開示とし、請求された保有個人情報の部分は開示する決定(法第79条)
- ・ 不存在による非開示：行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は取得していない場合など、請求された保有個人情報が存在しないことを理由とする非開示決定(法第82条第2項)
- ・ 存否応答拒否による非開示：請求された保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が明らかになることを理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定(法第81条)
- ・ 適用除外による非開示：刑事事件や少年保護事件に係る保有個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定(法第124条)
- ・ 要件不備による非開示：請求された保有個人情報を特定するために必要な事項を記載するという開示請求の

要件を満たさないことを理由とする非開示決定（法第77条第1項第2号）

- ・ 本人との利益相反による非開示（却下）：未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益に反すると認められることを理由に却下する決定（旧条例第12条第2項ただし書）

[非開示理由の適用状況]

非開示決定（不存在による非開示を除く。）の状況としては、事務執行支障情報を理由とするものが501件と最も多く、次いで、公共安全支障情報であることを理由とするものが457件となっている。

非開示理由	5年度（件）
本人安全支障情報（78条1項1号）	36
第三者の個人情報（78条1項2号）	442
法人等情報（78条1項3号イ及びロ）	19
公共安全支障情報（78条1項5号）	457
意思形成支障情報（78条1項6号）	113
事務執行支障情報（78条1項7号本文、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト）	501
適用除外（124条1項）	2
部分開示＋全部非開示＋存否応答拒否による非開示の件数	598

(注) 1 1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非開示の総数より非開示理由別の件数が多くなっている。

5 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求並びに是正の申出

令和5年度中、保有個人情報の訂正請求が4件、是正の申出が1件あった。

6 指定管理者の取り扱う保有個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る保有個人情報については、当該公の施設を所管する実施機関（指定実施機関）に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができることとされているが、令和5年度は、開示、訂正及び利用停止とも請求がなかった。

7 口頭等による即時提供

試験の結果に関する情報などその内容が定型的であらかじめ提供に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、口頭等による即時提供を行っている。

令和5年度は、14種の試験に対し、28,468件の即時提供を行った。

試験等の名称	5年度（件）
クリーニング師試験	5
ふぐ処理試験	29
採石業務管理者試験	0
砂利採取業務主任者試験	0
狩猟免許試験	5
技能検定	55
職業訓練指導員試験	0
府立高等職業技術専門校入校選考試験	0
大阪障害者職業能力開発校入校選考試験	0
大阪府委託訓練受講者選考試験	1
障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練受講者選考試験	0
大阪府立高等学校入学者選抜	28,201
大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜	29
大阪公立大学工業高等専門学校入学者選抜	143
計	28,468

(参考) 口頭等による即時提供ができる個人情報

試験の名称	提供する内容	即時提供する期間	即時提供を行う場所
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	生活衛生室環境衛生課
ふぐ処理試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	生活衛生室食の安全推進課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	中小企業支援室経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	中小企業支援室経営支援課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点、 適性試験の適否	合格発表の日から1月間	動物愛護畜産課
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
大阪府立北大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び 面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立北大阪 高等職業技術専門校
大阪府立東大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び 面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立東大阪 高等職業技術専門校
大阪府立夕陽丘高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び 面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立夕陽丘 高等職業技術専門校
大阪府立南大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び 面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立南大阪 高等職業技術専門校
大阪障害者職業能力開発校 入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、 面接試験、適性検査及び 運動検査の得点	合格発表の日から3月間	大阪障害者職業能力開発校
大阪府委託訓練受講者選考試験	選考の順位及び選考試験の得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
障がい者の多様なニーズに対応 した委託訓練受講者選考試験	選考の順位及び選考試験の得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室人材育成課
大阪府立高等学校入学者選抜 ・特別入学者選抜 ・大阪府立豊中高等学校能勢 分校に係る入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学 者選抜 ・日本語指導が必要な帰国生徒・ 外国人生徒入学者選抜 ・一般入学者選抜 一般選抜（追学力検査） ・二次入学者選抜	・学力検査の得点、実技検査の得点の うち請求者が受検したもの ・調査書中の各学年の各教科の評定 ・面接の評価、自己申告書の評価及び 調査書中の活動／行動の記録の 評価（特別選抜における全日制の 課程総合学科（エンパワメントス クール）、多部制単位制1部及び2 部並びに大阪府立豊中高等学校能 勢分校のみ）	4月1日から 同月14日まで	当該入学者選抜を実施した 府立高等学校
大阪府立知的障がい高等 支援学校職業学科入学者選抜	・適性検査 ・作業検査	4月1日から 同月14日まで	当該入学者選抜を実施した 府立知的障がい高等支援学校
大阪公立大学工業高等専門学校 入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査の得点 のうち請求者が受検したもの ・調査書中の各教科の評定	4月1日から 同月14日まで	大阪公立大学工業高等 専門学校

(注) 1 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがある。

8 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

個人情報の流出事故の発生等が社会的な問題となっており、事業者等個人情報を大量に扱う組織に対して、個人情報保護への適切な対応を求める声が高まっている。

こうした中、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する府民等からの苦情相談に対しては内容を確認したうえで、個人情報保護委員会など各監督官庁に取り次ぐなど、適切な対応を行うとともに、個人情報保護法に関する知識の普及、啓発の推進を図った。